

前回安衛法改正の施行状況について

I 危険性・有害性等の調査及び必要な措置(法 28 条の 2)の取組及び定着状況(案)

1. 前回改正のポイント

職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めること(努力義務)。

2. 目標・実施事項 平成 20 年度～24年度

[第11次労働災害防止計画](抄)

5 計画の目標

(2)重点対策及びその目標

ア「危険性又は有害性等の調査等」について、作業内容等に即した具体的な実施方法の公表及びその普及、事業場内外の人材養成の促進等を図ることにより、その実施率を着実に向上させること。

3. 実施促進に向けた取り組み

(1)作業内容等に即した具体的な実施方法の普及、人材養成の促進の取り組み

【平成 20 年度実績】

(ア)リスクアセスメントの具体的な実施方法の公表及びその普及

① 製品組立等作業別のリスクアセスメントマニュアルを6種類作成し、関係業界、労働局・監督署等に配布、厚生労働省HPに掲載。

②ビルメンテナンス業のリスクアセスメントマニュアルを作成し、ビルメンテナンス業界、労働局・監督署等に配布、厚生労働省HPへの掲載

(イ) 事業場内外の人材養成の促進

① 中小規模事業場のリスクアセスメント担当者を対象とした研修会を開催。

② ビルメンテナンス業の事業場に属するリスクアセスメント担当者を対象とした研修会を開催。

(ウ)事業場指導等の取組

①中小規模事業場を対象として、コンサルタント等によるリスクアセスメントを主眼とした安全衛生診断を実施。

【平成 21 年度実績】

(ア)リスクアセスメントの具体的な実施方法の公表及びその普及

① 自動車整備業のリスクアセスメントマニュアルを作成し、自動車整備業界、労働局・監督署等に配布、厚生労働省HPへの掲載

② 製品組立作業等の11種類の作業・業種について、インターネット上でリスクの見積もり等の支援をするリスクアセスメント実施支援システムを開発し、公表

(イ) 事業場内外の人材養成の促進

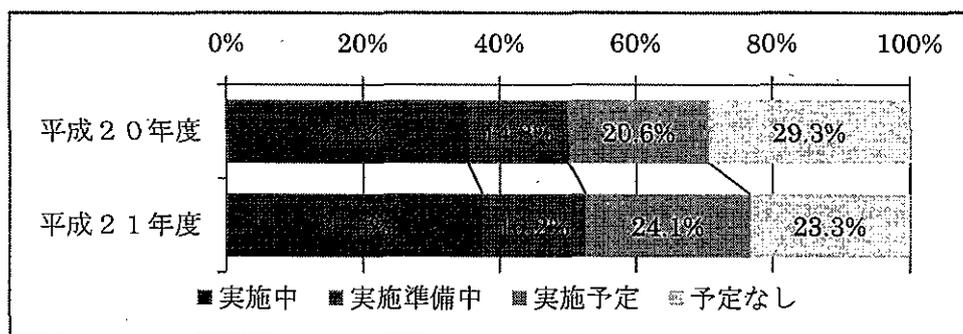
- ① 中小規模事業場のリスクアセスメント担当者を対象とした研修会を開催。
 - ② 自動車整備業の事業場のリスクアセスメント担当者を対象とした研修会を開催
- (ウ)事業場指導等の取組
- ①中小規模事業場を対象として、コンサルタント等によるリスクアセスメントを主眼とした安全衛生診断を実施。

(2)労働局・監督署における PDCA サイクルを念頭においた実施状況の確認、評価、

H20.3. より、「危険性又は有害性等の調査等」について、PDCA サイクルを念頭に検証を行い、労働者数50人以上の事業場に対して、労働局・監督署において①推進計画の策定、②個別指導による実施状況等の把握、③実施状況の結果を参考に対策の進捗状況等を分析・評価、④必要に応じ計画の見直し、翌年度の業務計画の策定に反映など、効率的効果的な業務を推進することとしている。

4. 事業場における実施状況

(各署調べ 50人以上規模約 5000 事業場)



[平成17年 実施している 20.4% (労働安全衛生基本調査報告平成17年)]
 (22年11月に同条件での調査を実施予定)

5. 今後の方向性

リスクアセスメントの普及促進及び定着に向けて、実施方法の普及、人材養成、個別・集団指導など各種取り組みを進めており、事業場における実施率が着実に向上している状況にあり、引き続き、事業場にとっての自主的な安全衛生活動の取り組みを促進するための支援・指導を徹底していく。

Ⅱ 長時間労働者に対する医師による面接指導（法 66 条の 8 等）の実施状況について

1. 前回改正のポイント

長時間労働者に対する医師による面接指導は、労働者数 50 人以上の事業場においては平成 18 年 4 月から、労働者数 50 人未満の事業場においては平成 20 年 4 月から実施が義務付けられた。

長時間労働者に対する医師による面接指導の概要

事業者は、労働者の週 40 時間を超える労働が 1 月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない。（ただし、1 か月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。）

また、事業者は、次に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければならない。

- ・ 長時間の労働（週 40 時間を超える労働が 1 月当たり 80 時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者（申出を受けて実施）
- ・ 事業場で定める基準に該当する労働者

2. 事業場における実施状況

面接指導制度の認知度、実施状況等を把握するため、平成 22 年 5 月、（独）労働安全衛生総合研究所において調査を行った。

調査結果

- ・ 事業者の面接指導制度の認知度は、60.7%
- ・ 面接指導の対象者がいる事業場においては、約 8 割の事業場で面接指導が実施されている。

3. 今後の方向性

面接指導制度の認知度は、平成 19 年労働者健康状況調査では 45.6%となっている。調査手法が異なるため単純には比較できないが、全体として認知度は上昇していると考えられる。

この結果を踏まえ、引き続き、制度の周知及び適切な実施に向けた指導等を行う必要がある。

（参考）長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施状況調査（（独）労働安全衛生総合研究所）の分析結果

